

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

史跡広島城跡は現在の広島市中心市街地の北側に位置しており、天正17（1589）年、毛利輝元による太田川河口の五ヶ村への築城着手が、広島城とその城下町の形成と発展の始まりとされている。明治維新後は、明治4（1871）年に鎮西鎮台第一分営が設置されたのを始めとして陸軍関係の施設が整備され、明治27（1894）・28（1895）年の日清戦争に際しては、大本営が設置されるなど、軍事的性格を次第に強めていった。大本営跡はその後、大正15（1926）年には史蹟名勝天然紀念物保存法によって史蹟に指定された。国宝保存法により昭和6（1931）年に国宝の指定を受けた天守を始め、表御門・中御門・裏御門の一部や櫓の一部など近世の姿をとどめる建造物も残されていたが、昭和20（1945）年8月6日の原子爆弾投下により、広島城内の建造物は全て倒壊あるいは焼失してしまった。

広島城跡では、昭和63（1988）年4月に策定した史跡広島城跡保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）、平成元（1989）年3月に策定した史跡広島城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）に則って史跡の保存管理と整備事業を実施してきたが、策定から30年余りが経過し、広島城跡を巡る環境や人の流れなども大きく変化してきており、実情にそぐわない部分や新たな課題なども生じつつある。また、平成30（2018）年には文化財保護法が一部改正され、市町村や所有者等が作成する文化財保存活用計画の文化庁長官による認定（文化財保護法第129条の2）が制度化された。こうした社会情勢の変化を受け、本市は、広島城跡を後世へ確実に継承するとともに、より一層の魅力の向上を図るため、保存管理計画の内容を見直し、新たに史跡広島城跡保存活用計画（以下「本計画」あるいは「保存活用計画」という。）を策定するものである。

第1節 史跡広島城跡保存活用計画策定の沿革と目的

1. 計画策定の沿革

広島城跡は市の中心部に残された数少ない歴史的遺産の一つとして、昭和28（1953）年に国の史跡に指定された。昭和31（1956）年には城跡を含む一帯が中央公園として整備されることが都市計画決定され、以後は都市公園としての性格も持ちながら整備が進められてきた。昭和33（1958）年には、原爆からの復興のシンボルとして、現天守が鉄筋コンクリートによって外観復元され、その内部は広島城郷土館として整備・活用がなされた。

このような経緯を踏まえ、平成元（1989）年の築城400年を節目として整備を行うとの方針が本市によって示され、これを受けて保存管理計画を策定することとなった。保存管理計画では、広島城跡について「広島を訪れる多くの人々に被爆の実態を知らせると同時に、原爆によって破壊されたそれ以前の広島の歴史・文化を史跡広島城跡を通して知らせることが、世界平和に貢献する「ヒロシマ」の使命だと考える」として、長い将来にわたって適切に保存しかつ有効に活用するための基本的方針が示された。平成元（1989）年3月にはこの方針に則って史跡の総合的整備を計画的に実施する指針として整備基本計画（現行の整備基本計画）が策定され、これに基づいた整備事業が進められてきた。

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

本計画ではこうした先行計画を継承し、整備基本計画策定後に得られた新たな知見などを加えた上で、広島城跡の本質的価値を今日的な視座で見直し、史跡を取り巻く社会情勢の変化にも柔軟に対応していくことが求められている。また、策定の過程において整備基本計画で記載されている各整備事業の達成状況についても評価し、保存管理の基本的な考え方と整備活用の方針についても具体的な見直し・検討を図ることが必要となっている。

2. 計画策定の目的

広島城跡は中央公園の北東部に立地する。この公園は憲法第95条による特別法として、昭和24(1949)年に制定された「広島平和記念都市建設法」に規定される「平和記念都市建設計画」に基づき、世界恒久平和を祈念する平和記念公園とともに整備された経緯を持っている。

本市では、公園内に立地する各種公共施設の老朽化が進行し機能面でも課題を抱えているという問題意識の下、平成24(2012)年11月に中央公園の今後の活用に係る検討状況(中間報告)」を公表し、以来、都市公園の再整備の方針が様々な形で検討されてきた。

令和2(2020)年3月に策定された「中央公園の今後の活用に係る基本方針」では、「にぎわいの空間」、「くつろぎの空間」、「文化を醸し出す空間」という3つの空間特性を備えたシンボリックな空間となるようその活用理念が示された(図1-1)。この中で広島城跡周辺は「文化を醸し出す空間」の中心部分として位置付けられており、これを踏まえつつ令和2(2020)年5月には広島城基本構想が策定されている。

広島城基本構想は、平成元(1989)年の整備基本計画では詳細に示されていなかった事項に関する方向性を示すなど、整備基本計画を補うものとして検討されており、合わせて、史跡広島城跡に関する保存活用計画の策定に向けた検討を行うことを定めている。

こうした周辺・関連計画を整理し整合を図りながら、昭和63(1988)年に策定された保存管理計画を今日的な視座で位置付け直す必要も生じている。

本計画は広島城跡を適切に保存し、次世代へと確実に継承していくため、史跡の持つ本質的価値とその構成要素を明確にした上で、これらを適切に保存・活用していくための現状と課題を整理するとともに、それらを改善していくための方針と方法を示すことを目的とする。

なお、以下、本文で使用する用語について、史跡指定された範囲に限定して言及する場合には「史跡広島城跡」を、広く城郭に相当する範囲を言及する場合には「広島城跡」を、近世に係る歴史的事項を記述する際には「広島城」を、それぞれ用いる。



図1-1 中央公園の今後の活用に係る基本方針（令和2年3月）より

第2節 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和26（2044）年3月31日までの20年間とし、10年が経過した時点で必要に応じて内容の見直しを行う。また、本計画では施策の方向性や事業の概要を中心に示し、具体的な整備方法などは本計画を受けて改定する整備基本計画並びにこれに紐づけられる個別の実施計画において、より詳細に示していくものとする。

第3節 計画の対象とする区域

本計画の対象範囲は基本的に広島城跡の指定範囲とする。史跡周囲の公園緑地帯については、史跡と一体的な整備活用を目指すものとし、①本来の城郭範囲（西は旧太田川（本川）、北・東・南は外堀）と史跡が含まれる中央公園から国名勝平和記念公園一帯、②東側に位置する国名勝縮景園、③外堀の外側に広がっていた旧城下町範囲については、連携した活用を検討する範囲として捉える（図1-2）。

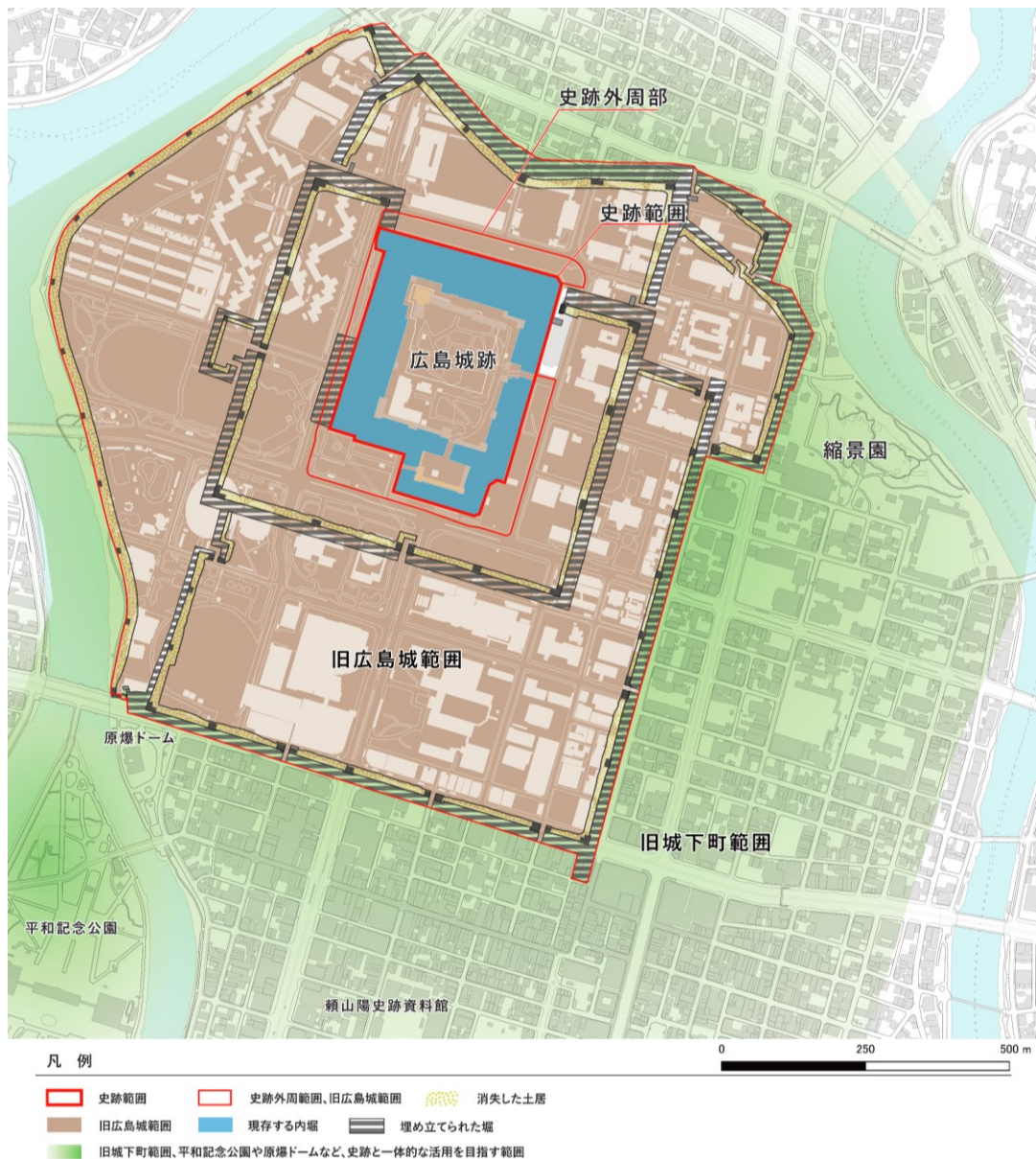


図1-2 史跡範囲と計画対象範囲

第4節 会議の設置・経緯

1. 会議の設置

本計画の策定に当たっては、広島城跡の保存活用・整備の在り方について、学識経験者からの意見を幅広く聞くため、史跡広島城跡保存活用会議（以下「保存活用会議」という。）（表1-1）を設置し、その意見・助言を得ながら検討を行った。

2. 会議の経緯

本計画の策定に当たり、事務局で作成した素案を基に、保存活用会議の意見を踏まえ内容の検討を行った。保存活用会議の開催日と主な議題について表1-2に示す。

表1-1 「史跡広島城跡保存活用会議」の構成

【委員】

区分	細分	専門分野	氏名	所属等
建造物		建築史	三浦 正幸	広島大学名誉教授、広島市文化財審議会委員、元広島城のあり方に関する懇談会座長、史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員長
記念物	日本史	日本史（近世以降）	棚橋 久美子	元広島大学客員教授、広島市文化財審議会委員、史跡原爆ドーム保存技術指導委員会委員
		日本史（近世）	三宅 正浩	京都大学大学院文学研究科准教授
	城郭	日本考古学中・近世城郭	中井 均	滋賀県立大学名誉教授、NPO法人城郭遺産による街づくり協議会理事長、織豊期城郭研究会代表
	石垣	土木工学	西形 達明	関西大学名誉教授、文化財石垣保存技術協議会評議員
	史跡	史跡整備	高瀬 要一（～R5.3.31）	元独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長、（公財）琴ノ浦温山荘園理事長、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員（委員在任時）
			内田 和伸（R5.8.15～）	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所文化遺産部長（兼）文化遺産部遺跡整備研究室長
埋蔵文化財		日本考古学	鈴木 康之	県立広島大学地域創生学部教授、広島県文化財保護審議会委員、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員
公園整備		環境デザイン	今川 朱美	広島工業大学工学部准教授、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員、広島市緑化推進審議会委員、広島市都市デザインアドバイザー
植物学		生態・環境保全学	中越 信和（～R6.4.19）	広島大学名誉教授、広島市緑化推進審議会委員、広島市森づくり推進懇談会委員、史跡中小田古墳群保存活用・検討調整会議委員
観光		地域政策	戸田 常一	安田女子大学現代ビジネス学部国際観光ビジネス学科教授、商工センター地区まちづくりビジョン検討会座長

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

【オブザーバー】

氏名	所属等
浅野 啓介	文化庁文化財第二課史跡部門文化財調査官
森本 直人	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（～R4.3.31）
伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（R4.4.1～R5.3.31）
西隅 祐介	広島県教育委員会事務局管理部文化財課埋蔵文化財係主任（R5.4.1～）
高野 和彦	公益財団法人広島市文化財団広島城館長（～R4.3.31）
児高 静博	公益財団法人広島市文化財団広島城館長（R4.4.1～）
篠原 達也	公益財団法人広島市文化財団広島城主任学芸員（R4.4.1～R6.3.31）
荒川 正己	公益財団法人広島市文化財団広島城主任学芸員（R6.4.1～）

表 1-2 「史跡広島城跡保存活用会議」の経緯

開催日	内容
第1回 令和4年2月21日	座長選任、事業概要、スケジュール
第2回 令和4年3月30日	保存活用計画素案審議（現行計画の評価、史跡の本質的価値ほか）
第3回 令和4年12月1日	前回会議の修正案審議、保存活用計画素案審議（現状と課題ほか）
第4回 令和5年8月29日	保存活用計画素案審議（大綱、保存・管理、調査研究）
第5回 令和5年12月19日	保存活用計画素案審議（史跡の活用・整備、運営・体制の整備）
第6回 令和6年度予定	保存活用計画全体案審議

第5節 他の計画との関係

1. 上位計画・関連計画との関係

本節では、本計画の上位計画・関連計画について示す。本市の施策を具体化する「広島市実施計画」及び推進される各種関連計画との整合性を保ち、既存の広島城についての各計画を継承・包括した計画を策定するものとする。なかでも史跡が内包されている中央公園の活用理念が示された「中央公園の今後の活用に係る基本方針」については積極的な調整・連携を図りながら、広島城跡を後世へ確実に継承していくためのより良いまちづくりのあり方について、継続的に検討を続ける必要がある。

なお、本計画の策定に先行して令和2(2020)年5月に策定された広島城基本構想については、本計画内の第6章で示す基本方針の一部として位置付け直すものとする。また、令和3(2021)年に策定された広島城三の丸整備基本計画と令和4(2022)年に策定された広島城展示等基本計画については、史跡周辺の整備の方向性を示した分野別計画の一つとして捉え、本計画との整合を図るものとする。また、これら3計画は、基本構想等に基づく広島城三の丸の整備が終了する令和8(2026)年度を目途に、全て廃止される予定である。

2. 上位計画・関連計画の概要

上位計画・関連計画の概要について表1-3から表1-7に抜粋する。なお、広島城跡に直接係る事項以外に、広島城跡が所在する中央公園に関連する事項、国名勝縮景園など広島城跡に関連の深い事項、また、ユネスコの世界遺産である国史跡原爆ドームを始め国名勝平和記念公園を含めたピースツーリズムの活用に係る事項など、一体的な活用を目指すことが望ましい事項について言及している箇所についても併せて掲載した。これらの事項については、関連する管理団体、所有者、その他文化財保護行政に関わる者など、全ての利害関係者が等しくその情報を共有し、市民の共有財産であるこうした文化財を将来に継承していくためのより良い方針を定め、組織的に取り組んでいく体制を作り出していくことが必要である。

表1-3 広島市実施計画(2020-2024)第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市実施計画(2020-2024) 第2期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略(2023年度3月改訂版)」計画期間：2020～2024年度	
概要：広島市総合計画の実施計画として、本市が「国際平和文化都市」となるために必要となる事務事業の計画及び財政計画を定める。また、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく広島市のまち・ひと・しごと創生総合戦略として、人口減少に歯止めを掛け、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための施策や事務事業を定める。	
IV. 基本目標と施策 基本目標1 世界に輝く平和のまち	
《第1章「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり》 第2節 「ヒロシマの心」の共有の推進	2 被爆体験の継承・伝承 …被爆建物・被爆樹木の保存・継承、…被爆の実相を守り、広め、伝える取組を推進する。

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
IV.基本目標と施策 基本目標2 国際的に開かれた活力あるまち	
《第2章 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり》 第3節 観光の振興	1 広域周遊観光の取組の推進 【主な事業】 ・広島城観光振興事業 広島城を魅力ある観光資源として磨きをかけ、世界遺産の原爆ドームや平和記念公園と並ぶ観光資源として活性化させることで、観光客の増加を図る。 3 MICEの取組の推進 MICEに係る支援制度の強化や圏域内の歴史的建造物などの魅力的な地域資源の活用、…MICEの取組を推進する。 4 誘客拡大と観光消費額の増大に向けた取組の推進 (1) …ピースツーリズムの推進、神楽等の伝統芸能の活用、…築城から430年以上に及ぶ歴史・文化を伝える広島城のリニューアルを図る。
《第3章 地域特性に応じた个性的な魅力を生かしたまちづくり》 第1節 デルタ市街地やその周辺部、中山間地・島しょ部のまちづくり 第1項 デルタ市街地の魅力あるまちづくりの推進	1 地域資源を生かしたまちづくりの推進 (3) 広島城の活用や西国街道を軸としたまちづくりなど、歴史的資源を生かしたまちづくりを進める。 2 良好な景観の形成 (1) 景観に関する市民意識の醸成や建築物等の景観誘導などにより、本市の特性を生かした良好な景観の形成に取り組む。 (2) 平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑を経て原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観を保全・形成するため、実効性の高い景観誘導の枠組みを構築する。
IV.基本目標と施策 基本目標3 文化が息づき豊かな人間性を育むまち	
《第4章 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり》 第1節 高齢者や女性を始め全ての市民の意欲と能力が発揮できる環境づくりの推進 第3項 生涯にわたり学習し活躍できる環境づくりの推進	3 学びの成果を発表・活用できる機会や場の提供 【主な事業】 ・郷土資料館管理運営 郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示して市民の利用に供することにより、その教養や調査研究に寄与し、市民の生涯学習活動の推進を図る。 ・広島城管理運営 武家文化を中心とした郷土の歴史に関する資料を収集、保管、展示し、市民の生涯学習活動の推進を図る。
第2節 文化・スポーツの振興 第1項 文化の振興	3 伝統芸能・文化遺産の適切な保存・活用とその継承 史跡広島城跡を始めとする文化財の保存・整備を推進するとともに、伝統芸能・文化遺産の次世代への保存・継承活動の促進や、広島で長年親しまれ、受け継がれてきた伝統芸能・文化遺産の魅力発信とその価値を高める活用に取り組む。 【主な事業】 ・広島城の魅力向上 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の本造復元に向けた調査・検討を進める。

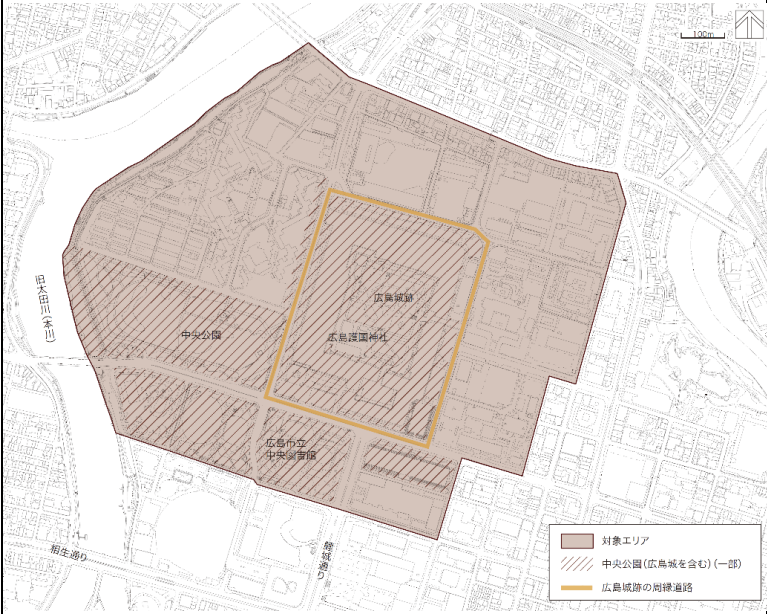
表 1-4 広島市都市計画マスタープラン

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市都市計画マスタープラン」 策定年度：平成25（2013）年 8 月 目標年次：2030年 （「広島市立地適正化計画」 作成年度：平成31(2019)年 1 月）	
概要：都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、「広島市基本構想」、「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画に即して定める。広島市立地適正化計画は、「集約型都市構造」への転換を着実に進めていくためのアクションプランである(図1-9)。	
《第3章 都市づくりの目標と方針》 方針4 広島ならではの資源を活用した都市づくり 方針6 美しく品があり、人々に“広島”を印象づけることのできる都市景観の創出	・……次世代の市民や広島を訪れた人々に、被爆の実相と平和都市として建設されてきた歴史を正しく伝えられる都市環境の形成にも取り組む。 ・広島城や不動院などの歴史資源、水と緑といった自然資源を生かした美しい都市空間も、国内外の多くの人を惹き付け観光の振興に寄与する……広島市全域を対象とした「広島市景観計画」を策定し、良好な景観を形成することの意義や必要性について市民や事業者と意識の共有化を図りながら、総合的かつ計画的な景観行政を進める。
《第5章 分野別の方針》 1. 土地利用	(5)土地利用に係る制度の運用方針など イ 地域地区【防火・準防火地域】（図1-4） ○大火のおそれがある市街地において延焼遮断帯の形成を進めるため、幹線道路の整備にあわせて沿道に防火・準防火地域を指定する。 ウ 地区計画【市街化区域内】（図1-5,6） ○都心、拠点地区など、商業・業務施設の集積を進める地区においては、地区計画制度を活用し、土地の高度利用及び良好な都市景観の形成を誘導する。
2. 都市施設の整備・活用	(2)公園・緑地など ア 基幹公園（図1-5） 各区での都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備状況を踏まえ、公園の計画的な整備や周辺環境に対応した再整備を進める。 (3)下水道(図1-7) (5)その他 エ 教育文化施設 市民の学習活動を支援するとともに、新しい文化創造の拠点として学術文化の発展に寄与するため、博物館機能の在り方について調査・研究に取り組む。
6. 都市の魅力向上	・広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かして、個性的で魅力ある都市景観の形成に取り組む。 (1)地域資源を生かした交流・レクリエーション空間の整備 ア 平和への思いを継承していく都市環境の形成 (ウ)被爆の実相を後世に継承するため、被爆建物や被爆樹木などの保存・継承に取り組む。 ウ 歴史的資源を生かした都市環境の形成 (ア)歴史的文化遺産の保存・活用とこれらを生かした観光ルートの整備などを進める。 (2)広島らしい風情があり、おもてなしの心あふれる景観の形成 広島都市資源や自然環境を生かして、個性と魅力のある都市景観を形成する。 ア 広島都市資源や自然環境を生かした都市景観の形成 (ウ)歴史や文化の香り漂う都市景観の形成 ・不動院、名勝縮景園など、歴史的な建造物や庭園のたたずまいと調和した周辺環境の形成を図る。

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

表 1-5 広島市景観計画

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「広島市景観計画」平成26（2014）年7月告示 令和4（2022）年1月改定 目標年次：2030年	
概要：景観法第8条に基づき、本市が景観行政団体として策定するものであり、第6次広島市基本計画の部門計画。 また、本計画は、「広島市基本構想」及び「広島市基本計画」に即したものとするとともに、都市計画法に基づいて定めた「広島市都市計画マスタープラン」と整合を図り策定する。 ※景観計画に示す方向性は、被爆100周年（2045年度）に向けた本市の景観形成のあり方を展望したもの。	
第3章 理念・基本方針 2. 基本方針	世界に誇れる「まち」の実現に向けて、広島歴史・文化を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に囲まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観づくりを進め、美しく品のある都市景観を創出する。 (2)歴史や文化の香り漂う景観づくり 被爆後の歴史のみならず、広島のにしえからの歴史や文化を直接感じることのできる貴重な資源の価値を再認識し、これらを守り生かしながら、地域に根ざした長年の歴史や文化の香り漂う景観づくりを進める。
第5章 景観計画区域等 2. 景観計画重点地区（13地区） 歴史・文化 歴史や文化の香り漂う景観づくり	景観計画重点地区（①～⑬）と景観づくりの方向性（図1-8） 景観形成の四つの基本方針（平和、歴史・文化、水と緑、にぎわい・おもてなし）を踏まえ、13地区を景観計画区域の中で重点的に取り組む地区（景観計画重点地区）として設定し、地区ごとの景観特性を踏まえた景観づくりの方向性を定め、それを踏まえた建築物や工作物の形態意匠の基準、高さの最高限度の基準及び良好な景観の形成のための基準により、きめ細かな景観づくりを進める。 ⑥広島城・中央公園地区 国の史跡指定を受けた広島城跡を始め、文化・スポーツ施設などの多様な都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した美しい景観づくりを進める。 ① 原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（A～D地区） ① 同（E地区） ② 平和大通り沿道地区 ③ 縮景園周辺地区 ④ 広島城・中央公園地区 ⑤ 広島東照宮・國前寺周辺地区 ⑥ 広島城・中央公園地区 ⑦ リバーフロント・シーフロント地区 ⑧ 広島駅南口地区 ⑨ 広島駅新幹線口地区 ⑩ 広島市民球場周辺地区 ⑪ 広島駅南口地区 ⑫ 都心幹線道路沿道地区 平和 歴史・文化 水と緑 にぎわい・おもてなし

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
《第7章 建築物・工作物等の届出制度》 ⑥ 広島城・中央公園地区 1 対象エリア	広島城跡（堀等を含む）から北は城北通り、西は旧太田川（本川）までの区域、東は広島城跡の周辺道路端から一街区の区域、南は中央公園の区域（ただし、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区のエリアと重複する部分を除く）広島市民病院の敷地を基本とする。 
2 景観形成の方針	景観形成の方針 *都心に立地する多様な*都市機能と公園の持つ緑のオアシス機能が調和した景観を形成します。 ア 広島城・中央公園周辺の既成市街地においては、広島城及び広島城跡への眺望に配慮します。 イ 平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑、原爆ドームを結ぶ南北軸の延長線上及びその周辺のエリアは、原爆ドームの背景としての平和記念公園からの見え方や、中央公園との連続性に配慮します。 ウ 外壁等の色彩については、広島城及び広島城跡のたたずまいと調和したものとし、高明度、低彩度色を基調としたものとします。 エ 歩行者空間に面する建築物等の低層階は、ヒューマンスケール、素材、色彩などに配慮するとともに、歩行者空間と一体となるようデザインを工夫し、地区の雰囲気演出に努めます。 オ 景観に潤いを与えるため、敷地内緑化を進め、建築物等においては屋上緑化や壁面緑化に努めます。 カ 平和記念資料館本館下の視点場から見た南北軸線上の眺望景観に配慮します。

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）																		
3 届出対象行為	<table><tr><th>届出対象行為</th><th>種 類</th><th>規 模</th></tr><tr><td>建築物の建築等</td><td rowspan="3">新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)</td><td>(1)高さ13メートル(「幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分^{※1}」に係る建築物等)にあっては、高さ7メートルを超えるもの</td></tr><tr><td>工作物1(表1)の建設等</td><td>(2)建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの</td></tr><tr><td>工作物2(表2)の建設等</td><td>(3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「f5 高さの最高限度の基準」に定める高さ[*]から13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て</td></tr></table> (表2)<table><tr><th>工作物2</th></tr><tr><td>携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)</td></tr><tr><td>駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)</td></tr><tr><td>機械式自動車庫(地上段数が2以上のものに限る。)</td></tr><tr><td>擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの</td></tr><tr><td>塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの</td></tr><tr><td>日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)</td></tr><tr><td>自動販売機(「中央公園(広島城を含む)の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分^{※2}」に設置するもの全て)</td></tr></table> ^{※1} 主な河川に面する部分：主な河川から50メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。 ^{※2} 広島城跡の周縁道路に面する部分：広島城跡の周縁道路から25メートル以内の範囲とする。以下この地区において同じ。	届出対象行為	種 類	規 模	建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1)高さ13メートル(「幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1} 」に係る建築物等)にあっては、高さ7メートルを超えるもの	工作物1(表1)の建設等	(2)建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの	工作物2(表2)の建設等	(3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「f5 高さの最高限度の基準」に定める高さ [*] から13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て	工作物2	携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)	機械式自動車庫(地上段数が2以上のものに限る。)	擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの	塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの	日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)	自動販売機(「中央公園(広島城を含む)の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分 ^{※2} 」に設置するもの全て)
届出対象行為	種 類	規 模																	
建築物の建築等	新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(外壁面、屋根面又は舗装面その他屋外に面する部分の一面又は屋根面について、色彩の変更に係る部分(陸屋根の防水措置に係る部分を除く。)の面積が2分の1を超えるもの)	(1)高さ13メートル(「幅員が10メートルを超える道路に係る沿道の角地又は当該地区内の主な河川に面する部分 ^{※1} 」に係る建築物等)にあっては、高さ7メートルを超えるもの																	
工作物1(表1)の建設等		(2)建築(築造)面積が1,000平方メートルを超えるもの																	
工作物2(表2)の建設等		(3)原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいて、建築物の屋上部分等に設置する工作物で、工作物の下端の標高が「f5 高さの最高限度の基準」に定める高さ [*] から13m減じた高さを超えるものにあっては、規模にかかわらず全て																	
工作物2																			
携帯電話等基地局アンテナ(規模にかかわらず全て)																			
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場及びこれに類する駐輪場(時間貸し駐車場等)(規模にかかわらず全て)																			
機械式自動車庫(地上段数が2以上のものに限る。)																			
擁壁(高さ2メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの																			
塀及び柵(高さ1.5メートルを超えるものに限る。)であって道路に接して設けるもの																			
日よけ、雨よけその他これらに類するもの(規模にかかわらず全て)																			
自動販売機(「中央公園(広島城を含む)の区域内、及び広島城跡の周縁道路に面する部分 ^{※2} 」に設置するもの全て)																			
4 形態意匠の基準	概要：建築物について形態の基準、色彩の基準、工作物についてはその種別ごとに形態の基準、色彩の基準が定められている。広島城・中央公園地区の使用可能色については、1基調色、2補助色、3強調色、4屋根色が定められている。																		
5 高さの最高限度の基準	概要：原爆ドーム北側眺望景観保全エリアに史跡範囲の北西及び緑地帯の北西範囲の一部が含まれており、建築物・工作物について高さの最高限度が定められている。																		
6 良好な景観の形成のための基準	概要：「原爆ドーム北側眺望景観保全エリアにおいては、レーザー光線やサーチライト等の照明装置で上空に向かって照射するなど、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区における南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿に影響を及ぼすものは設置しない」とされている。																		

表 1-6 第3次広島市環境基本計画・広島市みどりの基本計画・広島市みどりの推進計画

記載箇所	文化財との関連（広島城跡との関連）
「第3次広島市環境基本計画」令和3（2021）年3月策定 計画期間：2021～2025年度	
「広島市環境基本計画」平成13年（2001）10月策定、 第2次広島市環境基本計画策定 平成28年（2016）3月策定 概略：広島市環境の保全及び創造に関する基本条例第34条第1項の規定に基づき策定する、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、「第6次広島市基本計画」の環境に関する部門計画である。	
第2章 目指すべき環境像と基本目標 第4章 施策の方針	2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出 （1）美しく品のある都市景観の創出 水と緑に代表される本市の豊かな自然や平和記念公園、平和大通り、河岸緑地等の市街地の特徴的な景観を生かしながら、市民、事業者、関係行政機関等が連携し、美しく品のある都市景観の創出に取り組む。
「広島市みどりの基本計画」令和3（2021）年2月策定 目標年次：2021年～2030年	
概略：都市緑地法第4条第1項に基づき本市が策定する、緑地の保全や緑化の推進に関する将来像や目標、施策等を定めるマスタープラン。これにより、「都市公園の整備及び管理」、「緑化の推進」、「緑の保全」に関する施策を総合的・計画的に推進する。「第6次広島市基本計画」の部門計画であり、上位計画である「第6次広島市基本計画」や他の関連計画と整合を図る。	
「広島市みどりの推進計画」令和3（2021）年2月策定（令和5（2023）年7月改訂） 目標年次：2021～2025年	
概略：「広島市みどりの基本計画（2021-2030）」に示した施策を計画的・効率的に推進するためのアクションプログラム。各事業の取組内容や実施主体、実施時期などを示している。	
第4章 施策体系別アクションプログラム 基本方針1 魅力あるまちの基盤となるみどりの創出と活用 基本方針2 広島らしい景観を形成するみどりの創出と活用 基本方針4 市民とともに取り組む持続可能なみどりづくりと活用	施策方針(1) まちに風格とにぎわい、潤いをもたらす緑・オープンスペースの創出 施策③ 民間活力を活用した公園緑地の再整備 12 広島城の魅力向上 広島城三の丸歴史館及び三の丸にぎわい施設の整備に取り組むほか、天守の木造復元に向けた調査・検討を行う。 〔スケジュール〕 （広島城三の丸歴史館） 令和3～8(2021～2026)年度 基本計画策定、基本・実施設計、整備工事、供用開始 （三の丸にぎわい施設） 令和3～8(2021～2026)年度 事業者の選定、事業者による設計・整備、一部供用開始（令和6(2024)年度）、供用開始（令和8(2026)年度） 施策方針(4) 背景となる緑と調和したまちのみどりの創出 施策⑪ 都心を回遊する「水・花・緑のネットワーク」の形成 42 中央公園の再整備 中央公園全体の大きな方向性を定めた「中央公園の今後の活用に係る基本方針」に基づき、回遊性・アクセス性の向上に取り組む。 施策方針(9) 平和を象徴する緑の継承 施策⑫ 供木や被爆樹木などの継承 97 被爆樹木などの樹勢の回復 被爆した樹木の樹勢を回復させるため、それぞれの樹木に応じた周辺土壌の改良などを行う。また、市民に被爆樹木の樹勢観察を呼びかけるなど、市民との協働による被爆樹木の保有に努める。

3. 都市計画の制限

史跡広島城周辺の都市計画の制限について図1-3から図1-9、表に示す。

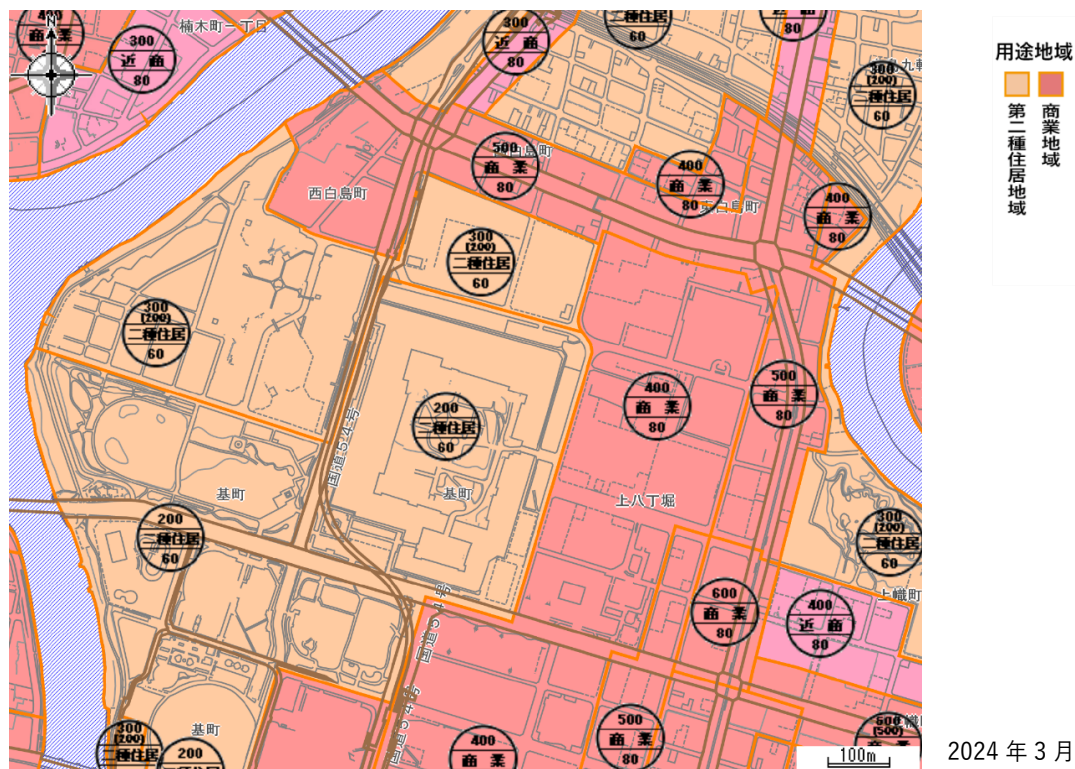


図1-3 用途地域（「ひろしま地図ナビ」より）

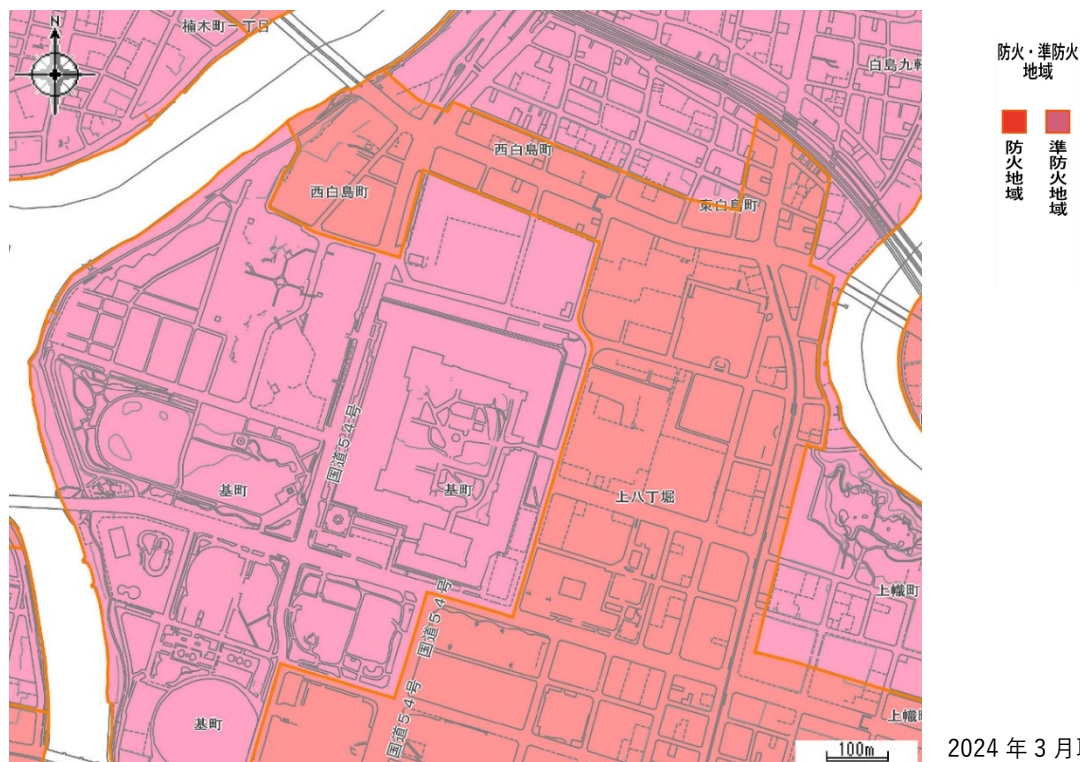


図1-4 防火・準防火地域（「ひろしま地図ナビ」より）

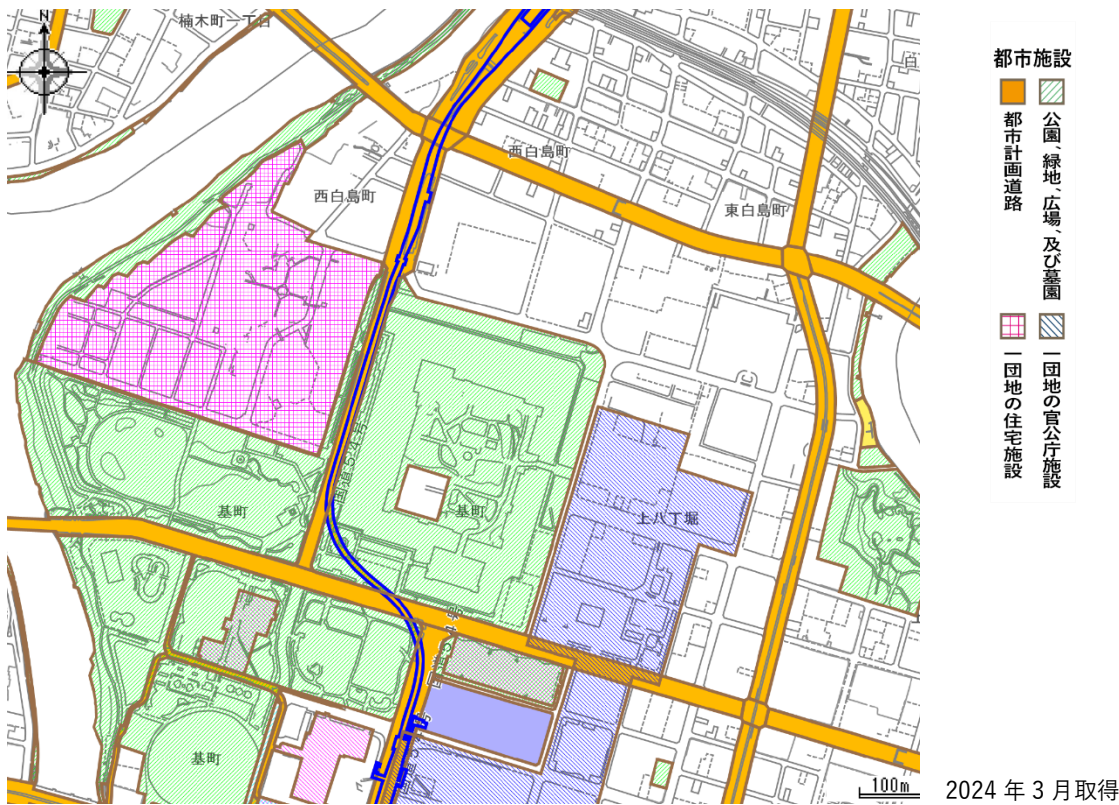


図 1-5 都市施設（「ひろしま地図ナビ」より）

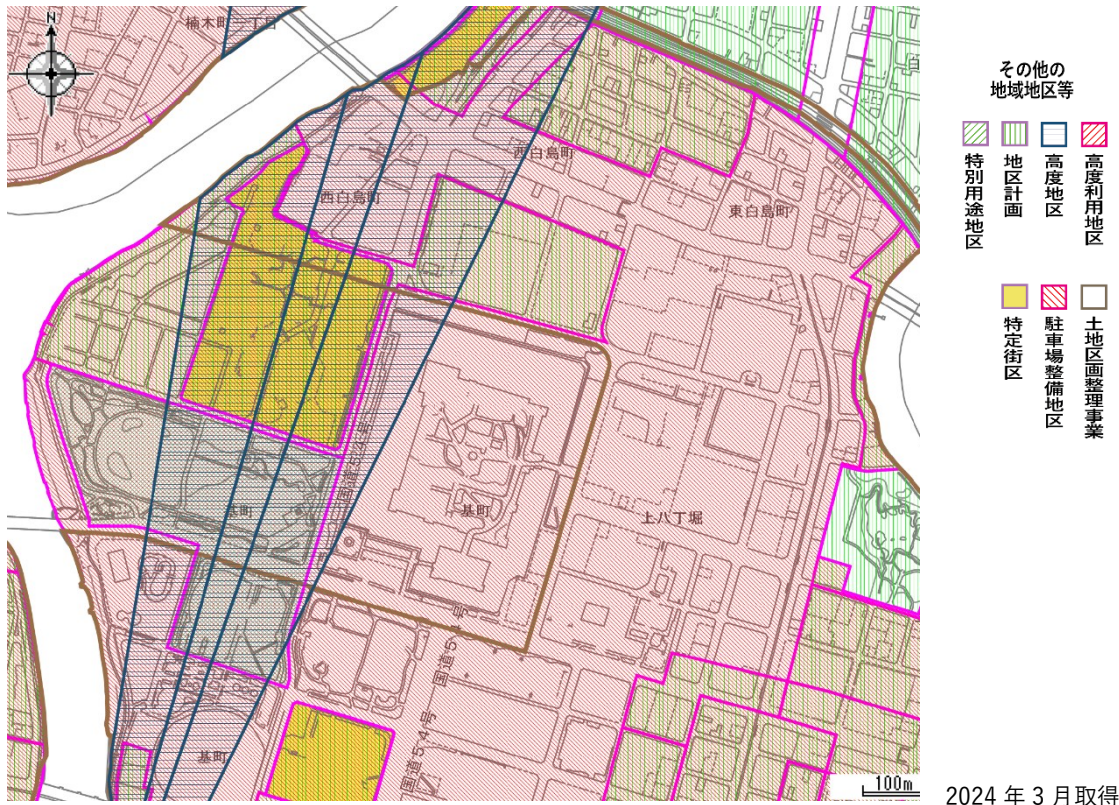


図 1-6 その他の地域地区（「ひろしま地図ナビ」より）

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

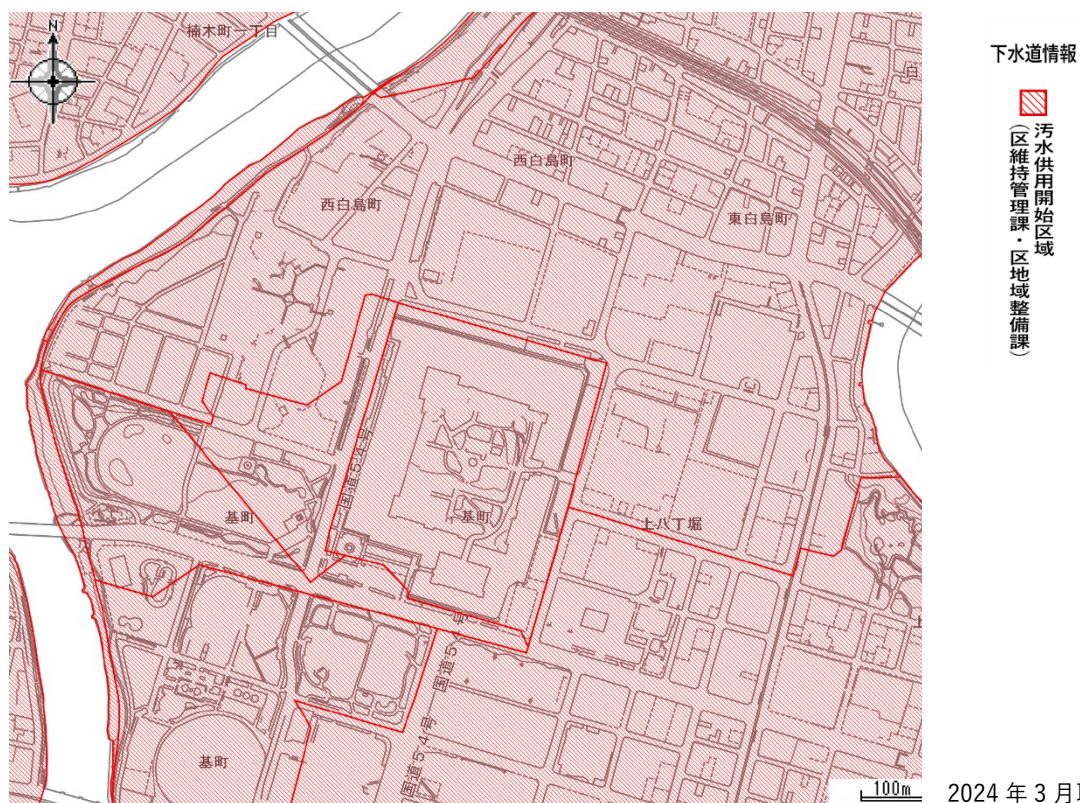


図 1-7 下水道情報（「ひろしま地図ナビ」より）

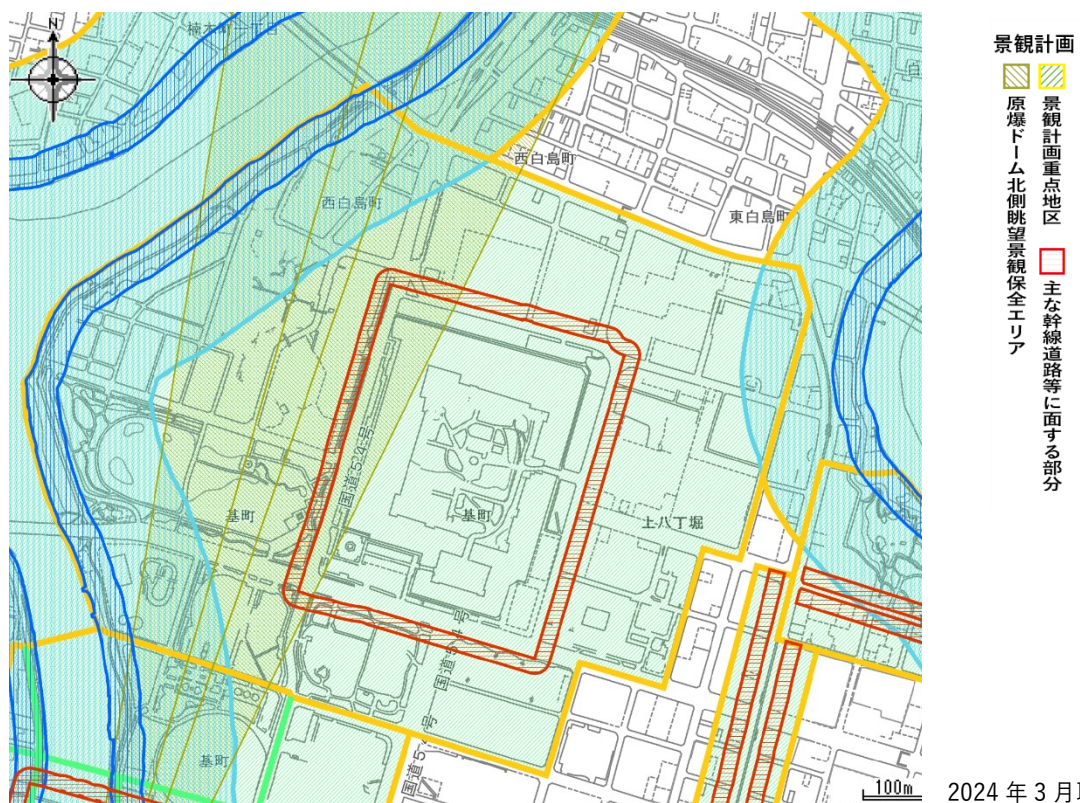


図 1-8 景観計画（「ひろしま地図ナビ」より）

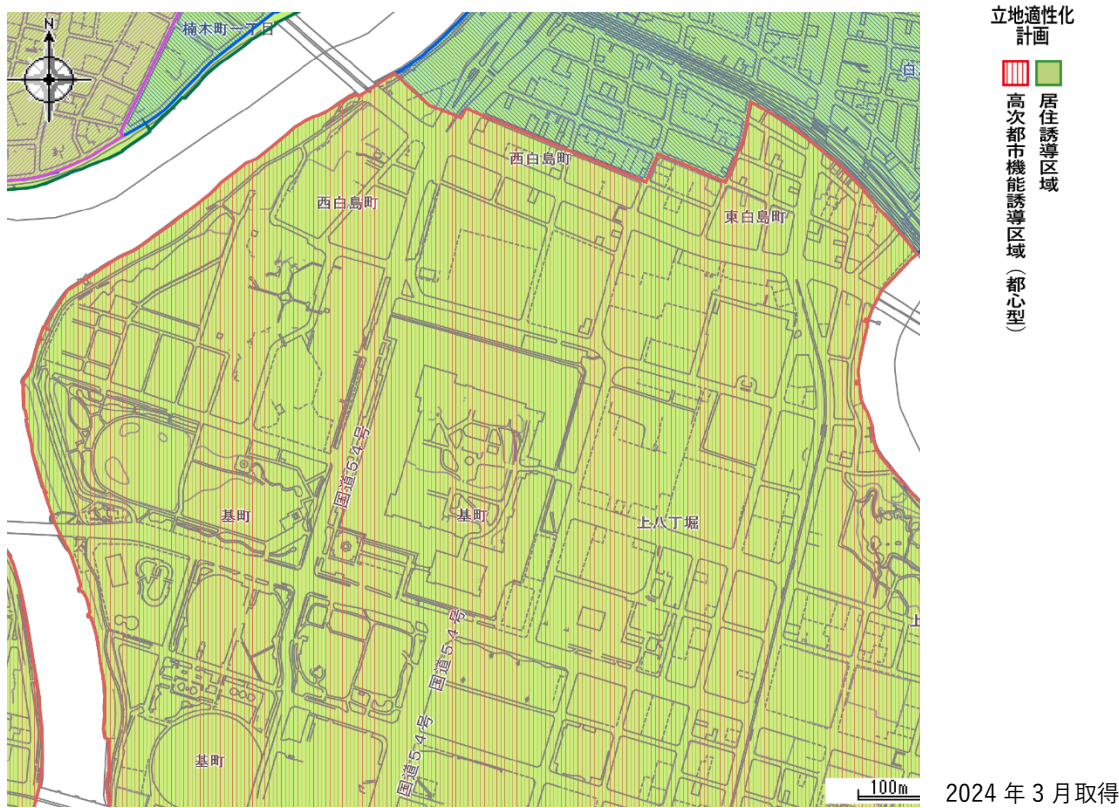


図 1-9 立地適正化計画（「ひろしま地図ナビ」より）

表 1-7 史跡広島城跡周辺の都市計画関連属性表（2024 年 3 月取得）

属性表			
市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域	用途地域	第二種住居地域
建蔽率	60%	容積率	200%
防火地域・準防火地域	準防火地域	公園	5・6・302号中央公園
駐車場整備地区	広島駐車場整備地区	污水供用開始区域	指定あり
景観計画重点地区・一般区域（景観計画関係）	景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）	都市機能誘導区域	高次都市機能誘導区域（都心型）
居住誘導区域	指定あり		

4. 関連法規

史跡広島城跡は文化財保護法に基づき保護されており、史跡内で史跡の形状や景観に対する変更や、史跡に影響を与える行為を実施する場合には、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、史跡を含む旧広島城全域（城郭範囲内）は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されており、土地の掘削を伴う工事等を行う場合には、工事種別・規模にかかわらず届出を提出することが義務付けられている（図1-10、表1-8）。

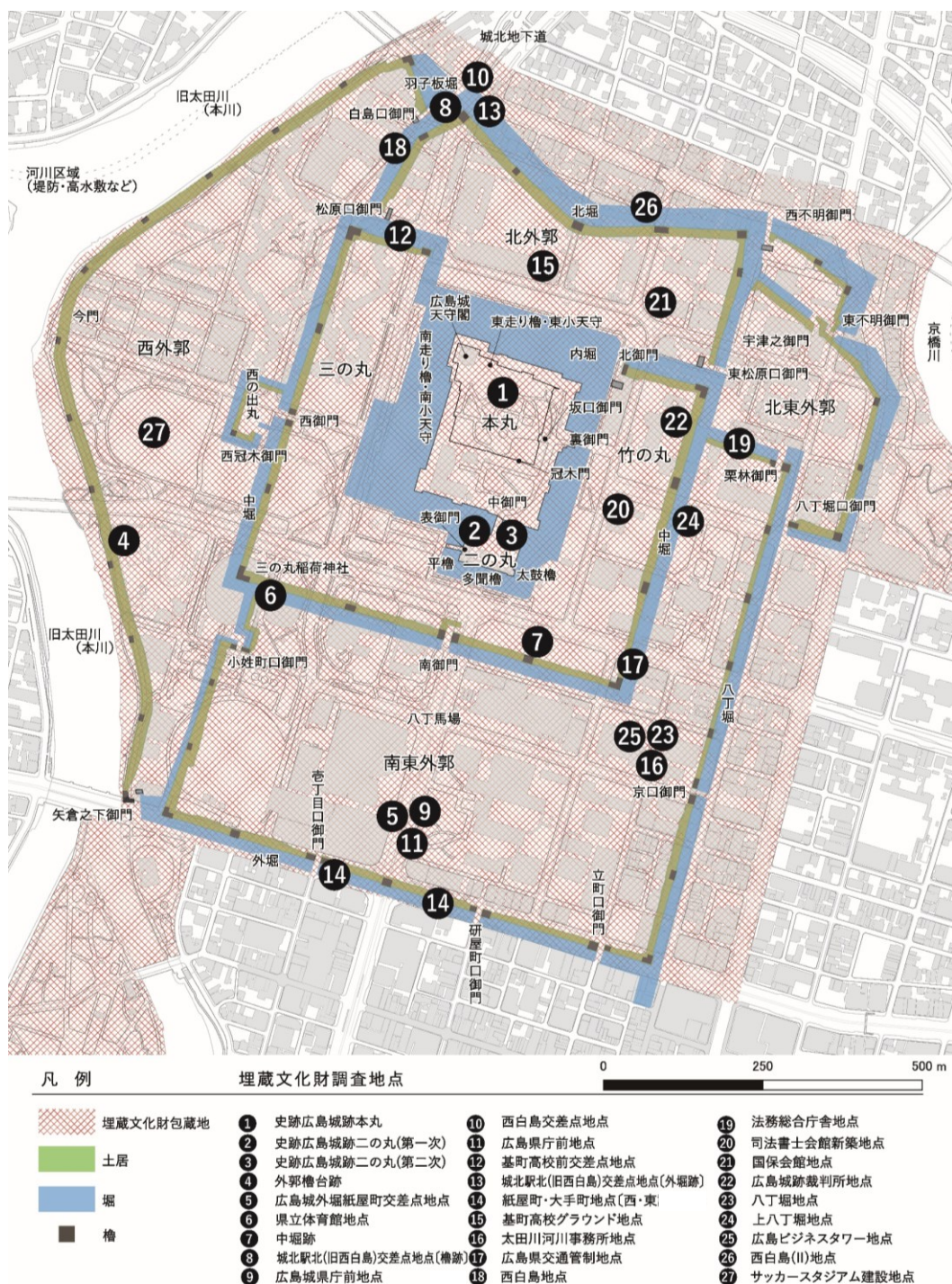


図1-10 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地範囲と調査地点

表 1-8 史跡周辺の埋蔵文化財包蔵地範囲と調査地点

No	地点名	調査年	調査面積 (㎡)	主な遺構	報告書名
1	史跡広島城跡 本丸	1997～ 2003	2,188	中御門跡、裏御門跡、冠木門跡、櫓跡、建物跡、溝状遺構、建物跡（近代）、溝状遺構（近代）、土坑（近代）	『史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査報告』2004広島市文化財団
2	史跡広島城跡二 の丸（第一次）	1987	700	表御門跡、太鼓櫓跡、多聞櫓跡、平櫓跡、馬屋跡、番所跡、井戸跡	『史跡広島城跡 二の丸第一次発掘調査報告』1988広島市教育委員会
3	史跡広島城跡二 の丸（第二次）	1988	不明	表御門跡、太鼓櫓跡、多聞櫓跡、平櫓跡、馬屋跡、番所跡、井戸跡	『史跡広島城跡 二の丸第二次発掘調査報告』1989広島市教育委員会
4	外郭櫓台跡	1979	不明	櫓台跡、石垣、捨石遺構	『広島城外郭櫓跡発掘調査概報』1980広島県教育委員会
5	広島城外堀跡紙 屋町交差点地点	1990～ 1991	480	石垣、外堀跡、杭列	『広島城外堀跡紙屋町交差点地点』1992広島市歴史科学教育事業団
6	県立体育館地点	1991	—	中堀跡石垣、井戸跡、貯蔵穴、石積（近代）、レンガ施設等（近代）	「緊急発掘調査概要」『広島県埋蔵文化財保護行政資料3 広島県の埋蔵文化財』1992広島県教育委員会
7	中堀跡	1991	4,800	堀跡、石垣列、櫓台跡石垣	『広島城中堀跡発掘調査報告』1992広島市歴史科学教育事業団
8	城北駅北（旧西 白島）交差点地 点	1991～ 1992	530	櫓台跡、石垣、捨石状遺構、根石（基礎石）、杭、堀跡、排水口	『広島市中区西白島町所在 広島城外堀跡西白島交差点地点』1993広島市歴史科学教育事業団
9	広島城県庁前 地点	1992～ 1993	380	石列遺構、溝状遺構、埋甕遺構、土壇	『広島市中区基町11番外所在 広島城県庁前地点発掘調査報告』1994広島市歴史科学教育事業団
10	西白島交差点 地点	1993	264	石垣列、堀跡	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』1995広島市歴史科学教育事業団
11	広島県庁前地点	1993	501.5	その他（掘り込み）	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』1995広島市歴史科学教育事業団
12	基町高校前 交差点地点	1993	148.6	石垣列、堀跡	『広島市中区西白島町外所在 広島城関連遺跡発掘調査報告』1995広島市歴史科学教育事業団
13	城北駅北（旧西 白島）交差点地 点	1994～ 1995	1,100	石垣、石垣列、外堀跡、暗渠、積石遺構、井戸跡	『広島市中区西白島町所在 広島城外堀跡城北駅北交差点地点 発掘調査報告』1997広島市文化財団
14	紙屋町・大手町 地点〔西・東調 査区〕	1996～ 1997	13,304	石垣、堀跡、暗渠、井戸跡、建物跡、溝、土坑、その他	『広島城外堀跡紙屋町・大手町地点-広島市中区紙屋町・大手町所在-』1999広島市文化財団
15	基町高校グラウ ンド地点	1997	1,200	石列、石組柵状遺構、石組遺構、石列遺構、溝状遺構、井戸跡、土坑、建物跡	『広島城遺跡基町高校グラウンド地点-広島市中区西白島町所在-』1999広島市文化財団

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

No	地点名	調査年	調査面積 (㎡)	主な遺構	報告書名
16	太田川河川事務所地点	2003～2004	934	建物跡、溝状遺構、柵列、地下室、埋甕遺構、土坑、土坑（近代）	『広島城跡太田川河川事務所地点-広島市中区八丁堀所在-』2006広島市文化財団
17	広島県交通管制地点	2004	38	石垣、堀跡	『広島城跡（中堀跡）（仮称）広島県交通管制・留置センター建設工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書』2005 広島県教育事業団
18	西白島地点	2004	300	櫓台跡、土居跡、用途不明石列、堀跡	『広島城跡西白島地点-広島市中区西白島町所在-』2005広島市文化財団
19	法務総合庁舎地点	2005～2007	3,800	堀跡、建物跡、土坑、溝跡、ピット、石垣、井戸跡等、土坑（近代）、溝状遺構（近代）、井戸跡（近代）	『広島城跡法務総合庁舎地点-広島市中区上八丁堀所在-』2009広島市文化財団
20	司法書士会館新築地点	2006	400	建物跡、土坑、井戸跡、溝跡、建物跡（近代）	『広島城跡司法書士会館新築地点発掘調査報告書』2007広島市文化財団
21	国保会館地点	2006	1,320	建物跡、井戸跡、柵列、廃棄土坑、溝状遺構、その他遺構	『広島城跡国保会館地点-広島市中区東白島所在-』2007広島市文化財団
22	広島城跡裁判所地点	2007	525	堀跡、溝跡、石列、埋甕、鍛冶炉、土坑、ピット	『広島城跡裁判所地点発掘調査報告書』2009広島市文化財団
23	八丁堀地点	2007～2008	1,776	土坑、井戸跡、井戸状遺構、溝跡、杭跡敷石、区画溝跡、建物跡（近代）	『広島城跡八丁堀地点発掘調査報告書』2010広島市文化財団
24	上八丁堀地点	2008	3,300	溝跡、土坑、ピット、畝状遺構、井戸、石垣、土居跡、建物跡（近代）	『広島城上八丁堀地点広島合同5号館埋蔵文化財調査に係る発掘調査報告書』2010国土交通省中国地方整備局
25	広島ビジネスタワー地点	2015	50	溝状遺構、廃棄土坑	『広島城広島ビジネスタワー地点-広島市中区八丁堀所在-』2016広島市文化財団
26	西白島（Ⅱ）地点	2020	208	外堀跡、石垣	『広島城跡 西白島（Ⅱ）地点-広島市中区西白島所在-』2021広島市文化財団
27	サッカースタジアム建設地点	2020～2021	5,933	溝状遺構・井戸跡、陸軍関連遺構	『広島市サッカースタジアム建設予定地 埋蔵文化財発掘調査の概要』2023広島市教育委員会

第6節 広島城跡を対象とした計画

1. 史跡広島城跡保存管理計画書

昭和63（1988）年4月に策定された保存管理計画では、第2章で広島城跡の現状及び課題として、土地所有関係、現状変更等、遺構保存状況、管理施設等の整備状況、景観、利用状況、堀の7項目について整理した上で、第2章及び第4章において、保存管理計画及び整備計画を示している。その保存管理計画及び整備計画について、以下に概要を要約で示すとともに、広島城跡を取り巻く現状と課題に照らし合わせて整理し、本計画における方針と方向性として第6章から第9章で位置付け直すものとする。

（1）保存管理計画

第3章の保存管理計画では、現状変更の規制及び追加指定について、広島城跡における取り扱いの方向性を示している。

「現状変更の規制」では、「史跡広島城跡の保存のため現状変更は原則として認めない」とした上で、①石垣保存整備・地下遺構の整備等、史跡の環境整備及び史跡の維持管理上必要と認められるもの、②公園管理施設等の改廃・設置等の管理上必要と認められるもの、③各種催物の開催については、別に定める管理規則に示すもの、の3点に関して、史跡の整備に影響がない範囲で認める、とした。また、史跡内に存在する宗教法人広島護国神社については、史跡の保存整備の観点から、その移転については将来的課題として検討することとしている。

「追加指定」では、史跡指定範囲について、「旧城域の姿は、全く失われてしまって」おり、「外郭櫓及び学問所土塁の2件の遺跡の重要性は一層増している」とした上で、「この2件の遺跡と広島城跡との関連を文獻的にもまた考古学的にも明らかにし、何らかの形で史跡広島城跡に付随したものとして追加指定し、保存を図る必要がある」とし、史跡に隣接する市道で囲まれた部分について、「三の丸の一部であることから、史跡保存のため可能な限り追加指定を検討する」とした。史跡広島城跡の東側に位置する浅野長晟が造った別邸「縮景園」については、「名勝指定を受けているが、その由来から史跡広島城跡と一体として保存することが妥当であるとの意見もあり、今後「縮景園」の指定のあり方について検討がなされた場合これに対応する」とし、二葉山の麓に立地する東照宮・國前寺等の浅野氏関連の寺院建築等については、「可能なものは国の指定を受けるよう努力する」としている。なお、國前寺の本堂と庫裏は平成5（1993）年に国の重要文化財に指定されている。

（2）整備計画

第4章の整備計画では、史跡広島城跡の位置付けとして次の4点を掲げた上で、これを実現する際に考慮すべき3つの整備の基本方針を示している。また、中央公園における史跡広島城跡の位置付けについて、昭和42（1967）年に発表された広島中央公園計画（「広島中央公園計画」日本公園緑地協会）において「城跡を中心とした静的な鑑賞的利用を図る区域」とされ、整備については、中央公園計画の考え方を基本としながら、文化財としての史跡広

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

島城跡との調和的整備を図る必要があるとした上で、6つの利用計画の基本方針を示している。いずれも史跡広島城跡の利活用の普遍的な考え方であるため、以下それを要約する。

史跡広島城跡の位置付け

① 広島を歴史を継承しかつ体験できる場

広島城跡を保存活用することによって、広島を歴史を継承し、あわせて、体験できる場とする。

② 広島らしい風景を持つ空間

都心に位置し、主要な道路網に接している状況から、広島城跡を生かした都市景観を創り出し、広島らしさを感じさせる個性ある空間とする。

③ 史跡として人々に親しまれるオープンスペース

中央公園の他のゾーンや周辺の諸施設との関連の中で、人々に親しまれる個性あるオープンスペースとする。

④ 都市観光の拠点

広島城跡周辺に残る文化財、さらに平和記念公園などとの関係を強化し、広島を歴史・文化を伝える都市観光の拠点とする。

整備の基本方針

① 史跡広島城跡の文化財としての重要性を十分認識し、その保存を第一義的に考える。

② 適正な活用は、保存のために必要なことから、史実に基づいた、城跡の歴史性を認識できるよう環境の整備を行う。

③ 広島城が江戸時代を通じて、幾度かの自然災害や火災等によって改修等を受けていることから、江戸時代後半期の広島城の地割り、建物等が比較的固定した段階に整備の基準を設定する。

利用計画の基本方針

① 城跡の利用及び利用のための諸施設の整備はあくまで保存に影響のない範囲で行うべきものである。

② 城跡一帯を「歴史を体験し学習できる場」として、また「広島らしさを持つ空間」として整備し、歴史性を十分に生かした環境整備によって城跡の魅力を引き出し、利用の増進を図る。

③ 城跡へのアプローチとして設定されている「文化の道」は、周辺の景観・サイン等を考慮に入れた沿道整備を実施し、城跡への誘導性を向上させる。

④ 車での来城者が史跡内へ車で乗り入れることがあるため、乗り入れ抑止の観点から城跡専用の駐車場設置が望まれる。設置については都心部の駐車場配置との関係から総合的に検討するものとする。

⑤ 史跡内の利用動線が固定化し、滞留時間が短いなどの課題があるため、地下遺構の整備、園路整備、城郭の復元等の環境整備を行う。

⑥ 史跡にふさわしくない各種催し物の実施については、他の場所で行うよう指導するとともに、現状変更の規制等によって対処する。

2. 史跡広島城跡整備基本計画書

平成元（1989）年3月に策定された整備基本計画では、保存管理計画で掲げられた史跡広島城跡の4つの位置付けを整備の目標として示すとともに、8つの整備項目の方針について、目標を実現するために特に必要な視点をフレームとして示した（図1-11）。

さらに、それぞれの整備における具体的な計画を、第2章で総合計画としてゾーン計画、動線計画、景観計画、遺構計画、施設計画、植栽計画、デザイン計画を示した上で、これを実現するための方法を第3章の詳細計画と第4章の具体化計画において整理している。以降にその主要な部分を抜粋、要約する。

整備の ための 項目区分	整備の目標	広島を歴史を継承し、 かつ体験できる場	広島らしい風景を持つ空間	人々に親しまれ、多様な 機能を発揮する オープンスペース	都市観光の拠点
① 土地利用 (ゾーニング)	●	● ・遺構を保存・活用した 土地利用の形成	●	● ・城跡と調和した 「緑の空間」の確保	●
② 動 線	●	● ・自動車動線の円滑 な処理 ・城跡内の歩行者 ネットワークの形成	● ・城跡へのアプローチ 動線の充実・整備 (城跡と周辺との ネットワーク形成)	●	●
③ 景 観	●	● ・歴史性を意識できる 景観の創出	● ・城跡と周辺との 景観的調和 ● ・都市景観における 城跡の活用		●
④ 遺 構	●	● ・地上遺構の整備 ・地下遺構の整備 ● ・城郭建造物の復元	●		●
⑤ 植 栽			● ・城跡の歴史性を演出する植栽整備 ・城跡を意識した周辺緑地の整備	●	
⑥ 公園管理施設等				● ・バランスのとれた 公園管理施設等 の系統的な整備	
⑦ デザイン	●	● ・城跡としてのデザイン コンセプトの確立による 施設整備			
⑧ そ の 他	●	● ・堀の浄化	●	●	●

図1-11 整備方針のフレーム（「史跡広島城跡整備基本計画書」より）

(1) ゾーン計画で示された「主要空間の性格と役割」

ゾーン計画では、広島城跡を構成する主要な空間を本丸上段、本丸下段、腰曲輪、二の丸、城跡外周部の5つに区分し、そのそれぞれの整備の方向性について、方針を踏まえながら、それぞれの性格と役割を整理している(図1-12)。これについては、広島城跡を取り巻く現状と課題を踏まえた上で本計画における方向性として第6章から第9章において改めて位置づけ直すものとする。

- ① 本丸上段～歴史的中心性を意識できる重厚な空間
- ② 本丸下段～城郭(跡)としての開放性を意識できる快活な空間
- ③ 腰曲輪～城郭(跡)の捌手を意識できる幽玄な空間
- ④ 二の丸～馬出としての特徴を意識できる臨場感のある空間
- ⑤ 城跡外周部～城跡と都市空間をつなぐ“緑”の空間

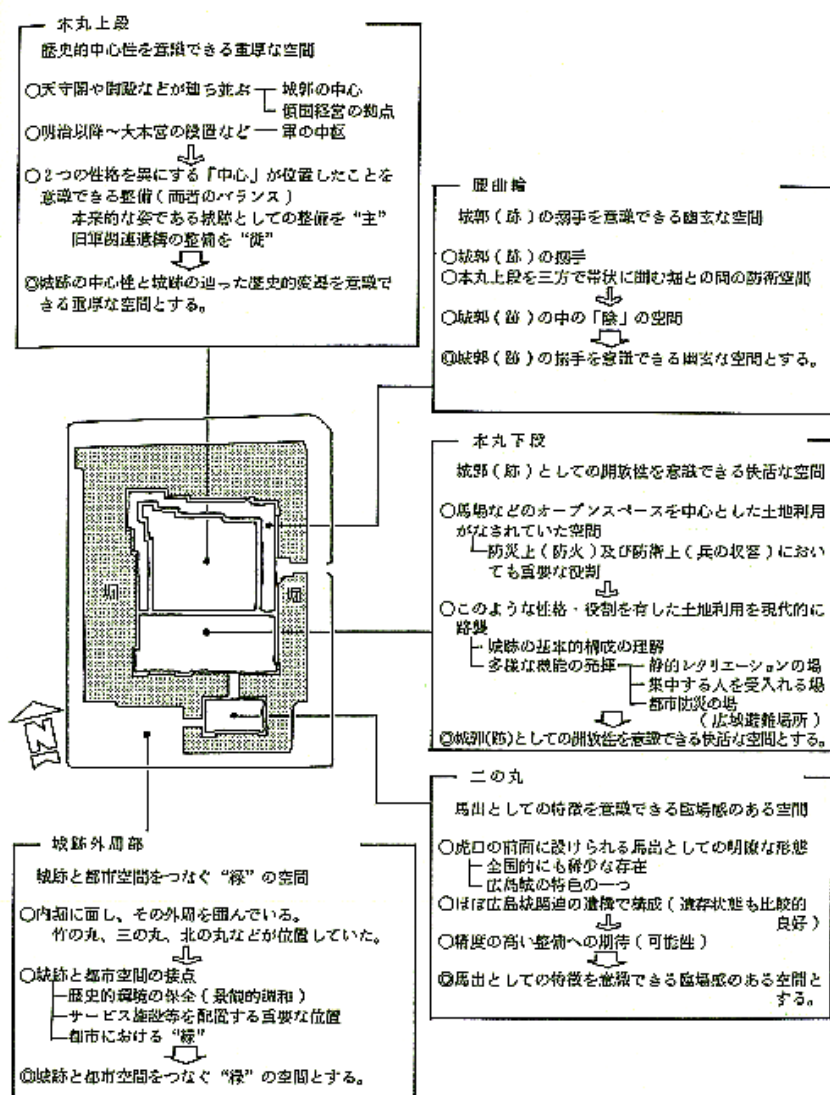


図1-12 主要空間の性格・役割(「史跡広島城跡整備基本計画書」より)

(2) 詳細計画

詳細計画では、二の丸・本丸・広島城跡の周辺のそれぞれについて、遺構・修景・施設整備の観点からその整備方法案を提示し、各地区に存在したことが明らかな城郭建造物については、その復元精度（写真や史資料等の有無）や復元可能性についても概略をまとめている。以下にその主要部分を抜粋する。

・二の丸整備計画

① 遺構整備

城郭建造物：（復元精度高）御門橋・表御門・平櫓・多聞櫓・太鼓櫓

地上遺構の整備：石垣の復元修復（後世の改変部分の撤去修復・込め石の充填等）

地下遺構の整備：調査で確認された櫓跡等の遺構展示、馬屋跡及び番所跡、井戸跡等の遺構配置表示

② 修景整備

園路・広場：オープンスペースによる園路・広場の構成、城跡としてふさわしい造園（舗装）材料による整備

植栽：マツを中心とした修景、被爆樹木の保全、塀を暗示した北側堀沿いへの生垣配置

③ 施設整備

休養施設：西側堀沿い・南東側へのベンチ配置（景観と視線誘導の観点を考慮）

管理施設：各種説明板（全体）、遺構説明板・遺構表示板、誘導標識等

供給処理設備：給排水設備、電気設備、防災設備

・本丸整備計画

本丸上段・本丸下段・腰曲輪については、本丸整備計画として以下のように整理されている。城郭建造物の復元については、「天守閣・東走櫓・南走櫓（一部）」については、「精度の高い城郭建造物の復元が可能」なもの、「東小天守や南小天守、裏御門」については、「今後の発掘調査や資料調査の結果によっては、精度の高い資料が得られ、それを基にした復元の可能性もある」もの、「裏御門、中御門」については、「精度の高い資料が得られない場合でも、他の諸資料から出来るだけ本来の姿に近い形で整備する」ものとしている。

① 遺構整備

城郭建造物：（復元精度高）天守閣・東走櫓・南走櫓（一部）

（復元精度その他）東小天守・南小天守・裏御門・中御門

地上遺構の整備：石垣の復元修復（後世の改変部分の撤去修復・込め石の充填等）
天端石の整備、南西隅部の手摺の撤去、土塁の整備（上段南西部・北東部）

旧軍関連遺構の整備（大本営跡・昭憲皇太后御座所跡・大本営跡前庭・中国軍管区司令部跡）

第1章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提

地下遺構の整備：今後の発掘調査成果に応じて整備内容の検討を行う。史料等からは、上段では冠木御門跡・御殿跡・御庭跡・井戸等、下段では米蔵跡・馬場跡等が挙げられる

② 修景整備

園路・広場：発掘調査成果、動線計画や施設計画等も踏まえて、配置や舗装材料等を検討する

植栽：植栽計画等を踏まえ、具体的な整備内容を設定する

③ 施設整備

休養施設：上段へのあずまや設置等を含め、施設計画等を踏まえて設定する（城跡の歴史的景観に配慮）

便益施設：便所、手洗・水飲場、電話ボックス等

管理施設：各種説明板（全体）、遺構説明板・遺構表示板、誘導標識等

供給処理施設：給排水設備、電気設備、防災設備

・周辺整備計画

城跡外周部（史跡範囲より外側且つ市道等より内側の部分）については、周辺整備計画として以下のような形で整理されている。また、史跡範囲外の表御門橋南西部（広島城三の丸の東側部分）に管理事務室を併設した「広島城跡公園センター」を整備し、案内所等の機能を持たせることを提案している。

① 遺構整備

地上遺構の整備：石垣の復元修復（後世の改変部分の撤去修復等）

※西側の石垣は、北半分は後世の改変があるため旧態に積み直し、南半分及び北西の一部は本来堀が存在した箇所であるため、城跡としての歴史性を意識しながら他の箇所とは若干積み方を変えてその状況を示す。

旧軍関連遺構は現状を保全する

② 修景整備

園路・広場：城跡方向に開放的な園路の形成、西及び北側の展望広場の整備、城北に存在する広場の充実、園路・広場への車両進入防止

植栽：植栽計画等を踏まえ、堀側を開放的に、道路側を中高木の常緑樹を中心にし、城跡の景観に配慮する形とする

③ 施設整備

休養施設：パーゴラを北側広場外縁部に城跡方向を意識して配置、ベンチを園路沿いや展望広場等へ適正に配置

便益施設：既存の観光バス駐車場の北東側に「広島城跡公園センター」を設置し、広島城跡全体を管理する拠点として位置付ける

管理施設：「広島城跡公園センター」に機能を集約、全体案内板、遺構表示板、誘導標識等を整備

供給処理施設：給排水設備、電気設備、防災設備

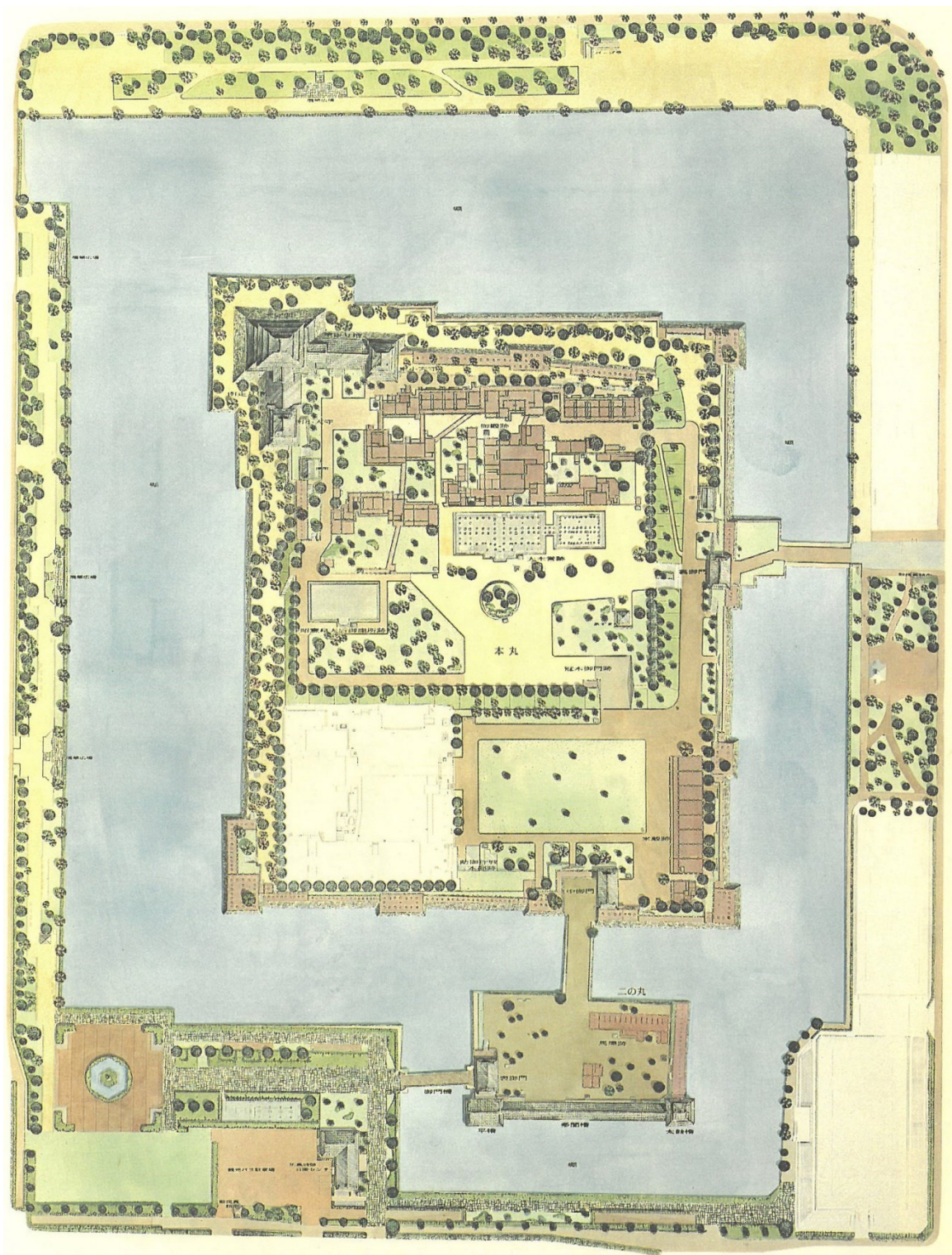


図 1-13 史跡広島城跡整備完成予想平面図（「史跡広島城跡整備基本計画書より」）

3. 広島城基本構想

広島城に関する問題意識を踏まえ、広島城全体と広島城を構成する各エリアの基本的な考え方（コンセプト）を示しながら、整備基本計画で示された方向性のうち取組が十分に行われていない事項や優先的に推進すべき事項を抽出するとともに、整備基本計画では詳細に示されていない事項（かつての三の丸のうち、史跡広島城跡の南西角に位置する部分の施設整備、最新技術の活用、ソフト面の取組等）に関する方向性を示すなど、今後の取組の基本的な指針として、令和2（2020）年5月に策定された。

本基本構想の内容については、史跡整備の基本構想として不可欠な遺構保存の方針、復旧（修復）の方針などに関する記述を本計画内で補い、後章で示す本計画の大綱と基本方針、保存管理・整備・活用の方向性と方法のそれぞれの章に反映する。

4. 広島城三の丸整備基本計画

広島城基本構想の中で、三の丸のエリアについては、飲食・物販施設等のにぎわい施設を整備し、「広島城への来訪者のおもてなし拠点」を目指すこととされており、これを踏まえ、当該エリアに関する新たな機能導入の方針並びに整備計画及び管理運営に係る基本的な条件を定めるものとして、令和3（2021）年7月に策定された（図1-14）。

三の丸整備基本計画については、本計画の分野別計画の一つとして整合性を図ることを目的として、主に第7章において計画の対象となっている史跡外周部の保存管理の方向性と方法について整理する。具体的には、遺構の保存に十分な配慮をするため、試掘調査の成果を踏まえ、一部の平面確認調査を短期的取り組みとして実施していく形を検討する。

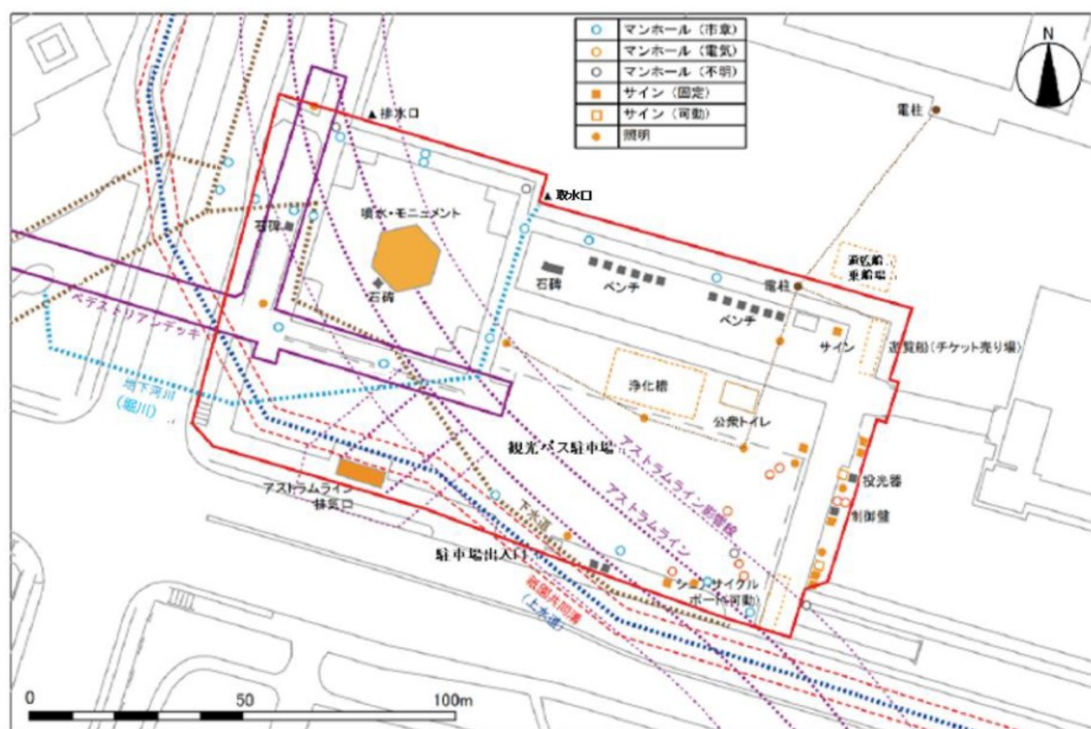


図1-14 計画対象地の主な既存施設（広島城跡三の丸整備基本計画より）

5. 広島城展示等基本計画

広島城の歴史・文化の発信拠点としての魅力の向上を図るため、本丸、二の丸及び三の丸の各エリアにそれぞれ位置する広島城跡に関連する諸施設を対象にし、全体のテーマや展示構成などを定めるものとして、令和4（2022）年1月に策定された。史跡内施設との連携も想定し、エリア毎の展示テーマに関する役割分担について記載があるため、ここで合わせて取り扱うものとする。

計画では各エリアに展示テーマを設定し、役割分担を行うことで、来訪者が回遊を通じて近世の広島歴史・文化と広島城の現代に至るまでの歴史を体感できる流れを構築するとともに、広島城のエリア内だけではなく、周辺の関連施設やピースツーリズム等とも連携し、共同企画展の開催や周辺の関連施設への回遊にもつながる展示を展開するとして、実施方針を定めている。

本計画については、そこで示された実施方針や全体構成についての考え方を、後章において整理・反映していくものとする。

第 1 章 史跡広島城跡保存活用計画策定の前提